

別紙「審査項目、審査基準及び配点表」

1 事務局審査

審査項目	審査基準	配点 (委員1人当たりの 持ち点)	
a)緊急時の対応と損害 賠償に対する備え	事故及び自然災害等発生時の対処方法は十分であるか	10	20
	事故等の防止策・取組み等、町及び児童並びに第三者に被害を与えた場合の補償等は十分であるか	10	
b)業務実績(※1)	本業務の委託先として十分な業務実績を有しているか	30	
c)見積金額の評価	上限額を下回り、低減されているか	20	
合計		70	

※1 実績1件当たり同種業務実績は配点10点、類似業務実績は配点3点として、実績件数(同種業務実績を優先し、最大3件)を乗じた合計点数とする。

2 審査会審査

審査項目	審査基準	配点 (委員1人当たりの 持ち点)	
a)実施方針	本業務に対する実施方針、基本的な考え方が具体的かつ明確に示され、適切であるか	20	
b)業務実施体制	安全運行のための実施方法、業務を適正に履行できる体制、人員は十分であるか	20	40
	管理者・運転者等は、本業務に関する専門的な知識や経験を有しており、指導育成、教育体制等は十分であるか	20	
c)児童・保護者への配慮	送迎対象者が未就学児であることへの配慮があるか	20	40
	説明会資料の作成や運行方法に関する提案及び説明は対応できるか	10	
	苦情対応に関する町との連絡、連携体制はあるか	10	
d)準備体制	4月からの運行開始に対する準備は速やかに対応できるか	10	
e)自由提案等	事業者の優位性があるか	10	
f)その他	上記項目、仕様書の内容以外で提案があり、その提案力、実用性、有益性を評価	10	
合計		130	

3 総合審査点

事務局審査点と審査会審査点を合計した200点を委員1人当たりの持ち点とし、当該200点に委員の人数を乗じた点数を総合審査点の満点とする。